

【工事名】 (仮称) 桑友グループホーム新築工事

入札参加資格基準 (以下「競争参加資格」という。)

令和7～8年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	一般建築工事		
建設工事の種類	建築一式工事	点数等	令和7～8年度島根県建設工事入札参加資格名簿の建築1式工事のA等級で総合点数が1,150点以上の者
許可業種	建築工事業	許可区分	建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。
営業所所在地	建設業法に規定する本店又は主たる営業所を松江市、出雲市内に有すること。		
工事实績等	工事实績	実績を問わない。	
建物概要		木造2階建て 延べ床面積 307.56㎡ 程度 外構他	
提出書類		入札までの提出書類は別紙①による	
スケジュール		今後のスケジュールの詳細は別紙①による	

配置技術者	現場専任	<p>下記の条件を満たす監理技術者及び主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に専任で配置できること。 なお、監理技術者及び主任技術者は兼ねてよい。</p>
	資格等	<p>監理技術者 及び 主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 ・ 建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けておりかつ監理技術者講習を受けている者であること。 <p>なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。
	複数の配置技術者を届け出る場合の取扱い	<p>入札参加申請書を提出する時に、他の工事に配置技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。</p>
	配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い	<p>競争参加資格確認申請書等提出時において、他の工事に従事中の技術者については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）までに確実に現場専任の配置技術者として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。</p>
	配置技術者の変更	<p>落札後、工事の施工にあたって、入札参加申込書に合わせて提出した配置技術者を変更できるのは、病床、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。</p>

	<p>契約解除等</p>	<p>落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
	<p>電気・機械設備等の配置技術者</p>	<p>電気・機械設備・空調等の設備工事の配置技術者は、協力業者から求めることとする。その場合、常駐でなくてよい。</p> <p>但し、協力業者には電気工事は1級電気施工管理技士、機械設備及び空調設備は1級管工事施工管理技士の配置を求めること。</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>	